

銚田市が保有する特定個人情報の適正管理に関する基本方針

本方針は、銚田市（以下「本市」という。）における個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の適正な取扱いを確保するために策定します。

1 特定個人情報の保護に関する考え方

本市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び銚田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年銚田市条例第30号。以下「番号利用条例」という。）に定められた事務において特定個人情報を取り扱います。また、番号法、番号利用条例及び銚田市個人情報の保護に関する条例（平成27年銚田市条例第19号。以下「個人情報保護条例」という。）では、特定個人情報の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、本市における管理体制及び管理規程、取扱手順を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報を取り扱います。

2 特定個人情報の保護方針

本市は、特定個人情報を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報を適正に取り扱います。

（法令遵守）

(1) 特定個人情報の適正な取扱いに関する法令等を遵守します。

法令等には次のものを含みます。

- ・ 番号法
- ・ 個人情報保護条例
- ・ 番号利用条例
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年 特定個人情報保護委員会告示第6号）
- ・ 情報セキュリティ基本方針（平成18年銚田市訓令第21号）

（管理体制）

(2) 実施機関は、保有する特定個人情報の適正な管理を行うための組織体制を確立します。

（安全管理措置）

(3) 特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全管理措置を講じます。

(適正な収集、保管、利用及び廃棄並びに目的外利用の禁止)

- (4) 特定個人情報は、番号法及び番号利用条例に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集、保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報は速やかに廃棄します。また、目的外利用を防止するための措置を講じます。

(委託及び再委託)

- (5) 特定個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法及び個人情報保護条例に基づき本市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行います。

(事案の発生に対する対応)

- (6) 実施機関は、特定個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案の発生又は発生のおそれを把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制及び手順等を整備します。

(継続的改善)

- (7) 特定個人情報の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努めます。

3 本方針に関する問合せ先

銚田市総務部総務課担当 電話 0291-33-2111

(平日のみ8:30～12:00, 13:00～17:15)

【参考：特定個人情報の取扱いに係る苦情の申出】

個人情報保護委員会苦情あつせん相談窓口 電話03-6457-9585

(平日のみ9:30～17:30)

【参考：社会保障・税番号制度の概要等に関するお問い合わせ先】

※ 内閣官房マイナンバー総合フリーダイヤル(電話0120-90-0178, 平日 9:30～22:00(土日祝・年末年始を除く))

平成30年4月1日 策定

銚田市長 岸田 一夫